

第8回一般廃棄物処理施設整備検討委員会

日時：平成30年5月21日（月）

午後1時30分～

場所：能代山本広域交流センター
第1研修室

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 案 件

（1）三次選定について

【資料1】

（2）用地選定に係る検討結果報告書について

【資料2】

4 その他

5 閉 会

第8回一般廃棄物処理施設整備検討委員会 配布資料一覧

資料1 三次選定について（案）

資料2 一般廃棄物処理施設の用地選定に係る検討結果報告書（案）

三次選定について（案）

1. 三次選定の対象候補地

構成市町及び組合からの情報提供による17箇所の候補地について、第6回検討委員会において一次選定の条件を満たしていない3箇所の候補地を除外した。また、第7回検討委員会において二次選定により7箇所の候補地に絞り込み、三次選定の対象とする候補地とした。

表1 三次選定の対象とする候補地

情報提供	No.	候補地	選定結果	
			一次選定	二次選定
組 合	1	A地区	○	5 9
	2	B地区	○	6 1
	3	C地区	○	6 2
構成市町	4	D地区	○	5 6
	5	E地区	○	5 4
	6	F地区	○	5 8
	7	G地区	○	×
	8	H地区	○	×
	9	I地区	○	×
	10	J地区	○	×
	11	K地区	×	—
	12	L地区	×	—
	13	M地区	○	×
	14	N地区	○	5 5
	15	O地区	×	—
	16	P地区	○	×
	17	Q地区	○	×

注1) No. 11、12、15は、一次選定の条件を満たしていないことから除外した。

注2) No. 7～10、13、16、17は、二次選定での絞り込みにより除外した。

2. 三次選定の評価方法

第7回検討委員会において、三次選定では建設用地として経済性に関連する評価項目を設定し、比較評価を行い、二次選定の評価と合わせて、2～3箇所程度の有力候補地を選定することとした。

表2 二次選定及び三次選定の配点

区 分	配点
① 二次選定の評価	70
② 三次選定の評価	30
合 計	100

3. 三次選定の評価項目

第7回検討委員会において、三次選定の評価項目、配点及び評価基準を表3のとおり設定し、候補地ごとの概算費用の合計により点数を算出することとした。

表3 三次選定の評価項目

区分	評 価 項 目	評 価 基 準	配点
経済性の条件	⑩関連設備の工事費（概算）※ ¹		30
	ア. 電気	電気の引き込み工事費	
	イ. 水道（地下水）	給水工事費	
	ウ. 排水	下水道接続（合併処理浄化槽整備）費用	
	⑪用地の造成費等（概算）※ ²		
	ア. 用地取得	用地確保に要する費用	
	イ. 敷地造成	敷地造成費	
	ウ. 取付道路整備	取付道路整備費	
エ. その他	候補地の条件により、特別必要となる費用等		
計算例	候補地ごとに⑩・⑪の評価項目の概算費用を合計し、最も安価な候補地を30点とし、他の候補地の点数は以下により算出する。 30点×（最も安価な概算費用／当該候補地の概算費用）		

※1 ⑯関連設備の工事費

関連設備として、電気、水道（地下水）、排水のユーティリティに要する工事費を把握する。

ア. 電気

施設の稼働に必要な高圧電力（6.6kV）について、施設への引き込みに要する概算工事費。

イ. 水道（地下水）

施設の稼働に必要なプラント用水（必要水量 約 100 m³/日）等について、地下水や管理施設への上水道等の引き込みに要する概算工事費。

ウ. 排水

管理施設の排水設備について、下水道への接続、又は合併処理浄化槽の設置に要する概算工事費。

※2 ⑰用地の造成費等

建設用地を確保するための取得費、敷地造成及び取付道路整備に要する工事費等を把握する。

ア. 用地取得

用地確保に費用が発生する場合の概算取得費。

イ. 敷地造成

施設建設に必要な敷地造成工事、雨水排水工事、防災調整池工事に係る概算工事費。

ウ. 取付道路整備

公道から施設までの取付道路等の整備に要する概算工事費。

エ. その他

候補地の条件により、特別必要となる費用等

【例】

既存施設を解体して整備する場合、その間は委託処分することとなり、委託費が必要となる。一方、施設整備に伴う既存焼却施設の解体費は交付金の対象となることから、現行の運営費と比較した増減額（概算）を把握する。

4. 三次選定の評価結果（案）

三次選定の対象とした7箇所の候補地について、三次選定の評価項目に基づき評価を行った結果は表4のとおりとなった。

また、二次選定及び三次選定を合わせた評価結果（案）は、表5のとおりである。

表4 三次選定の評価結果（案）

単位：千円

評価項目	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	N地区
⑯関連設備の工事費	13,690	16,600	8,320	12,920	12,920	12,920	17,660
⑰用地の造成費等	143,980	143,290	59,010	75,690	198,510	103,030	131,800
合計	157,670	159,890	67,330	88,610	211,430	115,950	149,460
点数	13	13	30	23	10	17	14

注) 計算方法：30点×（最も安価な概算費用／当該候補地の概算費用）

計算例：A地区 30点×（67,330千円／157,670千円）＝13点

※小数点以下第1位を四捨五入する。

表5 二次選定及び三次選定の評価結果（案）

順位	情報提供	候補地	二次選定							三次選定	合計
			法規制条件 (9)	地形・地質条件 (10)	環境条件 (10)	交通条件 (20)	防災面の条件 (15)	その他条件 (6)	計 (70)	経済性の条件 (30)	
1	組合	C地区	8	10	8	19	11	6	62	30	92
2	構成市町	D地区	7	8	8	19	9	5	56	23	79
3	構成市町	F地区	7	8	8	19	11	5	58	17	75
4	組合	B地区	9	10	8	19	9	6	61	13	74
5	組合	A地区	7	10	8	19	9	6	59	13	72
6	構成市町	N地区	8	6	10	12	13	6	55	14	69
7	構成市町	E地区	7	10	8	19	7	3	54	10	64

5. 有力候補地の選定（案）

二次選定、現地踏査及び三次選定の過程において、利点及び課題について整理した内容は、以下のとおりである。

順位	候補地・評価点	利点・課題
1	C地区【92点】	<p>利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②津波最大浸水深が30cm以下で対策が容易である。 ③敷地の大部分が造成されており、造成費が抑えられる。 ④上水道・下水道が整備されている。 ⑤交付金を活用して旧焼却施設を解体できる。 ⑥隣接施設と連携した取組により、余熱利用や環境教育への活用が期待できる。</p> <p>課題：①敷地内の一部が地域森林計画の対象地域である。 ②施設整備期間中は不燃ごみの委託処分が必要と思われる。 ③隣接施設への影響（景観・騒音等）が考えられる。</p>
2	D地区【79点】	<p>利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②津波浸水想定区域は極一部で、対策が容易である。 ③切土量と盛土量のバランスが良く、造成がしやすい。 ④敷地面積が広く、施設の配置がしやすい。</p> <p>課題：①地域森林計画の対象地域である。</p>
3	F地区【75点】	<p>利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②津波浸水想定区域外である。</p> <p>課題：①地域森林計画の対象地域である。 ②北側以外は急傾斜地崩壊危険箇所に隣接している。 ③急傾斜地を避けるため、取付道路の延長が長くなる。</p> <p>大きな制約やリスクを伴う課題： ①有効敷地内にも急峻な箇所があり、十分な調査や対策が必要になると思われ、有効敷地面積を確保できないおそれがある。</p>
4	B地区【74点】	<p>利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②法規制条件の評価が高い。</p> <p>課題：①津波最大浸水深が7～8mで、約2mの嵩上げや補強土壁により造成費が高くなっている。 ②津波により周辺道路を通行できなくなるおそれがある。 ③雨水管の撤去等が必要となる。</p> <p>大きな制約やリスクを伴う課題： ①ランプウェイ設置、防潮扉等の津波対策をした場合の比較は困難なため評価していないが、多額の費用が掛かり増しになると思われる。 ②敷地面積が狭く、嵩上げやランプウェイ設置によりさらに利用できる面積が減少し、有効敷地面積を確保できないおそれがある。</p>

順位	候補地・評価点	利点・課題
5	A地区【72点】	利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②下水道が整備されている。 課題：①保安林に指定されており、指定解除が認められるのは、原則として他に適地がない場合に限られる。 ②津波最大浸水深が7～8mで、約2mの嵩上げや補強土壁により造成費が高くなっている。 ③津波により周辺道路を通行できなくなるおそれがある。
		大きな制約やリスクを伴う課題： ①ランプウェイ設置、防潮扉等の津波対策をした場合の比較は困難なため評価していないが、多額の費用が掛かり増しになると思われる。 ②敷地面積が狭く、嵩上げやランプウェイ設置によりさらに利用できる面積が減少し、有効敷地面積を確保できないおそれがある。
6	N地区【69点】	利点：①環境条件の評価が高い。 ②防災面の条件の評価が高い。 課題：①高低差が大きく残土処分量が多いため、造成費が高い。
		大きな制約やリスクを伴う課題： ①収集運搬効率等交通条件の評価が低い。
7	E地区【64点】	利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 課題：①地域森林計画の対象地域である。 ②南西側は急傾斜地崩壊危険箇所に隣接している。 ③津波対策として約2.5mの嵩上げや補強土壁により造成費が高くなっている。
		大きな制約やリスクを伴う課題： ①埋蔵文化財包蔵地に指定されており、試掘調査の結果によっては、施設整備に影響がでるおそれがある。

検討委員会としては、二次選定及び三次選定の評価や候補地の利点や課題を整理した結果、以下の○箇所を有力候補地に選定する。

【選定理由】

一般廃棄物処理施設の用地選定に係る
検討結果報告書

平成30年5月

能代山本広域市町村圏組合
一般廃棄物処理施設整備検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 施設の概要	2
2. 用地選定の進め方	3
3. 候補地の抽出	4
4. 一次選定	4
5. 二次選定	6
6. 三次選定	9
(添付資料)	
資料1 一般廃棄物処理施設整備検討委員会設置要綱	14
資料2 一般廃棄物処理施設整備検討委員会委員等名簿	15
資料3 一般廃棄物処理施設整備検討委員会の開催状況	16

はじめに

能代山本広域市町村圏組合では、能代市、藤里町、三種町及び八峰町の1市3町から発生するごみを、南部清掃工場（平成7年3月竣工）及び北部粗大ごみ処理工場（昭和61年3月竣工）において処理を行っている。

しかし、両施設とも老朽化が進んでいることから、ごみ処理の現状と課題を整理し、施設整備においては、ごみの安定・安全な処理、地域環境の保全、災害時対応、焼却処理に発生する熱利用などを基本方針とし、本組合に最適な廃棄物処理システムを構築するため、平成28年3月に一般廃棄物処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）が策定された。

新たな一般廃棄物処理施設整備事業を進めるに当たっては、圏域住民等の意見を反映させるため、平成28年6月に一般廃棄物処理施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置され、一般廃棄物処理施設の処理方式や用地選定等の検討を行った。

検討委員会では、平成28年度に可燃ごみ処理施設の処理方式の検討を行い、「生活環境の保全に配慮した施設」「安定かつ安全に処理できる施設」「循環型社会に貢献する施設」「経済性、効率性に優れた施設」に関する評価項目を設定し、メーカーアンケートや既存資料により比較評価を行った結果、「ストーカ式焼却方式」が本組合に最も適した処理方式という結論が得られた。また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設については、住民の利便性、施設管理体制等から可燃ごみ処理施設に併設して建設することが望ましいという結論が得られ、その施設設置に適した用地の選定を行うこととした。

一般廃棄物処理施設の用地選定については、構成市町及び組合からの情報提供により候補地を抽出し、一次選定から三次選定まで行い、2～3箇所程度の有力候補地を選定することとした。検討委員会では、平成29年度から会議を4回開催したほか、現地踏査により選定を行った。選定に当たっては、法規制条件、地形・地質条件、環境条件、交通条件、防災面の条件、経済性の条件など幅広い角度から検討を重ね、各候補地における利点や課題を整理して比較評価を行い、有力候補地を選定した。その結果を取りまとめたので、報告するものである。

最後に、一般廃棄物処理施設は住民生活にとって必要不可欠な施設であり、またごみ処理技術の向上により環境に配慮した施設となっている。併せて、環境学習、余熱利用、防災拠点など地域への貢献が期待できる施設でもあり、その地域に適した施設が整備されることを切望する。

一般廃棄物処理施設整備検討委員会
委員長 藤 田 定

1. 施設の概要

検討委員会では、平成28年度に一般廃棄物処理施設の処理方式等について検討を行い、可燃ごみ処理施設の処理方式はストーカ式焼却方式とし、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を併設して建設することが望ましいとの結論が得られた。

併設施設として整備する場合の施設の配置イメージについては、基本構想において以下のとおり示されており、用地選定の条件として参考にすることとした。

(1) 施設の規模（処理能力）

- ・可燃ごみ処理施設（ストーカ式焼却方式） 約90t／日
- ・不燃ごみ・粗大ごみ処理施設 約5t／日

※併設施設として整備する。

(2) 主要建設物

工場棟（管理事務所含む）、計量棟、駐車場（来場者用、職員用）、構内道路、車庫棟*、緩衝緑地*、フェンス*、防災調整池*

（*印は必要に応じて設置）

(3) 余熱利用

発電、温水利用（周辺の条件や地元住民の意向を踏まえて検討する。）

(4) 敷地面積

有効敷地面積 1.2～1.8ha 程度

※有効敷地面積＝1.2ha＋緩衝緑地等の面積（法令等による）

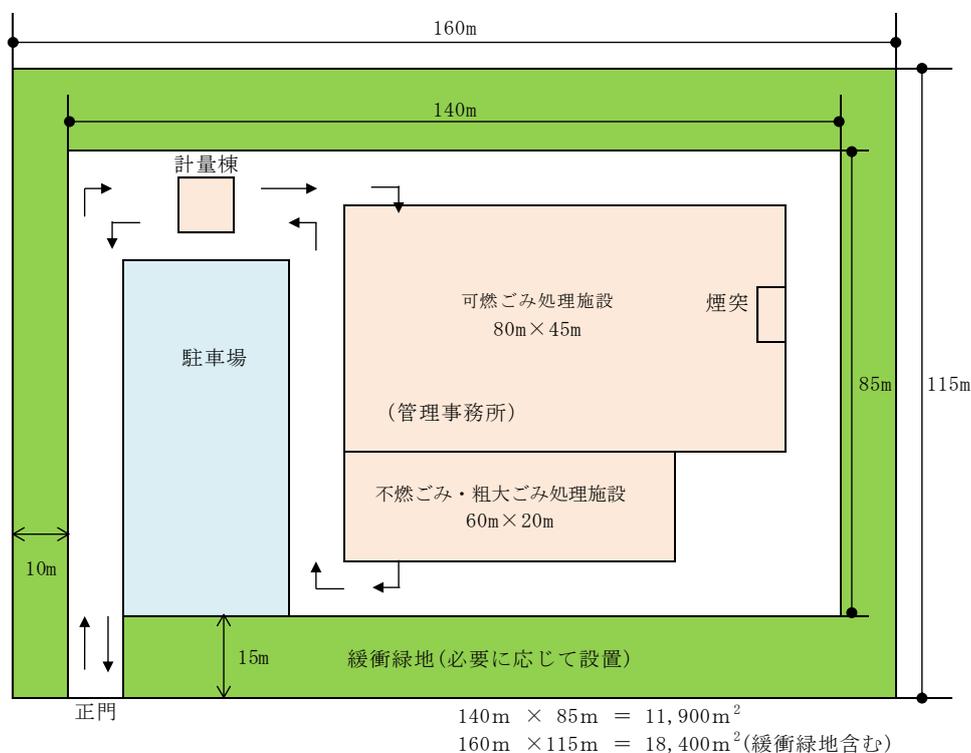


図1 施設の配置イメージ図

2. 用地選定の進め方

用地選定に当たっては、本組合圏域内から複数の候補地を抽出し、用地の諸条件に照らし合わせて、検討委員会において候補地の絞り込みを行うこととした。

選定手順としては、構成市町及び組合からの情報提供により候補地を抽出し、一次選定から三次選定までの過程で客観的な条件・評価項目を設定し、2～3箇所程度の有力候補地を選定することとした。

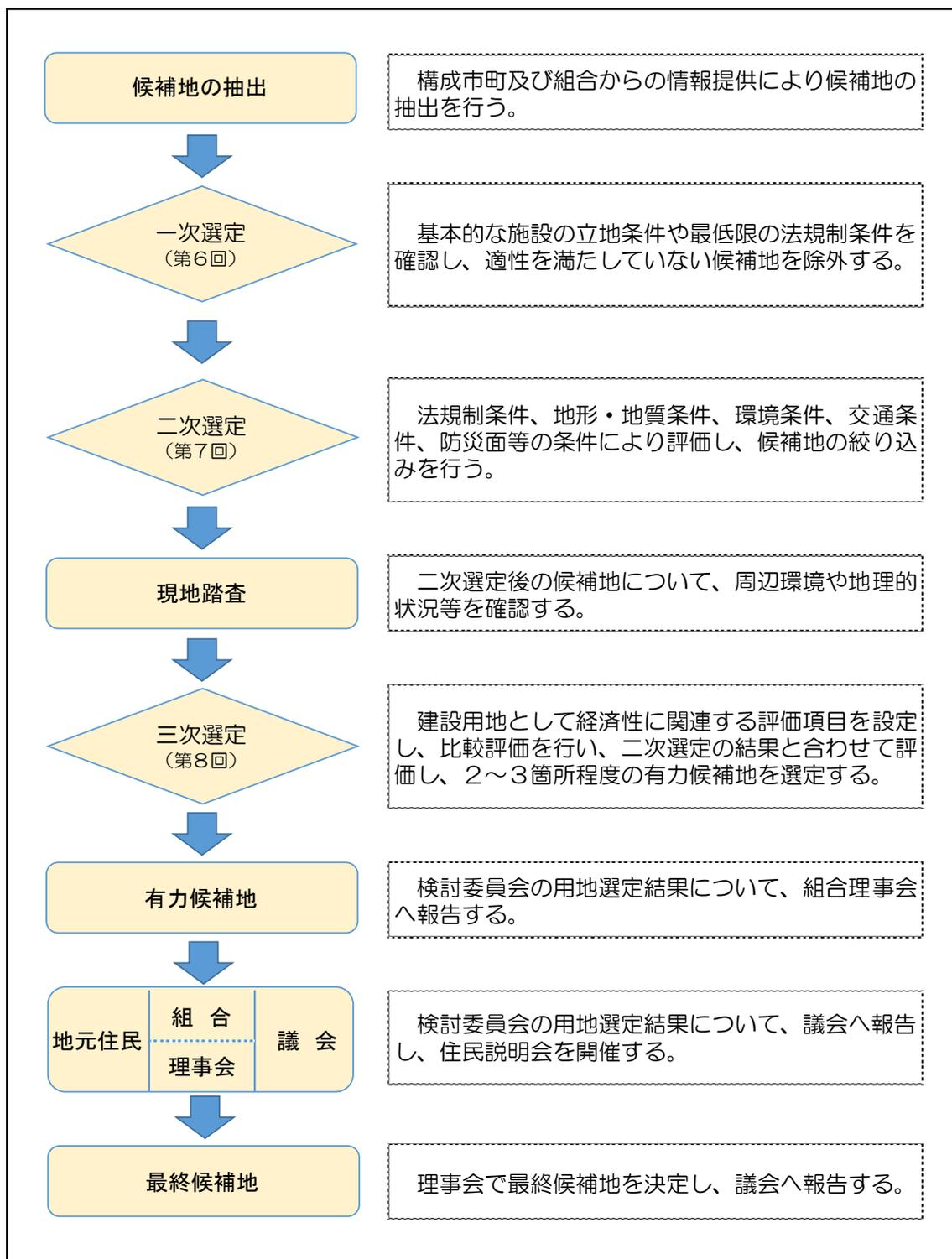


図2 用地選定の手順

3. 候補地の抽出

候補地については、構成市町及び組合からの情報提供を取りまとめた結果、構成市町14箇所、組合3箇所、合計17箇所となった。

4. 一次選定

一次選定では、基本的な施設の立地条件、最低限の法規制条件を確認し、適性を満たしていない候補地を除外することとした。

(1) 一次選定の条件

ア. 立地条件

① 有効敷地面積（1.2～1.8ha程度）が確保できること。 注1）有効敷地面積＝1.2ha＋緩衝緑地等の面積（法令等による） 注2）有効敷地面積は、隣接地の取得により条件を満たす場合は可とする。
② 2車線（片側1車線）以上の道路から500mの範囲内に接していること。

イ. 法規制条件

建設に当たり法規制解除に困難を伴う以下の土地は適さないため、原則として候補地の対象から除外する。

表1 一次選定の法規制条件

用地区分	関係法律
①住居系地域、商業地域	都市計画法（用途地域）
②史跡、名勝又は天然記念物の指定地域	文化財保護法
③国有林、保安林	森林法
④国立公園、国定公園及び県立自然公園	自然公園法
⑤自然環境保全地域	自然環境保全法
⑥鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
⑦河川区域	河川法
⑧地すべり防止区域	地すべり等防止法
⑨砂防指定地	砂防法
⑩急傾斜地崩壊危険区域	急斜面の崩壊による災害の防止に関する法律

注) 法規制解除等が見込まれる場合は除外しない。

(2) 一次選定の結果

17箇所の候補地について、一次選定の条件に照らし合わせて、適性を確認した結果は、表2に示すとおりとなった。

立地条件や法規制条件を満たしていない以下の3箇所について、候補地から除外した。

K地区 : ア立地条件 (②2車線以上の道路から500mの範囲内)
L地区 : ア立地条件 (②2車線以上の道路から500mの範囲内)
O地区 : イ法規制条件

表2 一次選定の結果

情報提供	No.	候補地	有効敷地面積	ア立地条件		イ法規制条件
				①有効敷地面積 (1.2~1.8ha) の確保	②2車線道路 からの距離 (500m以内)	
組合	1	A地区	14,143 m ²	○	○	○
	2	B地区	約13,800 m ²	○	○	○
	3	C地区	約18,300 m ²	○	○	○
構成市町	4	D地区	約22,000 m ²	○	○	○
	5	E地区	約12,000 m ²	○	○	○
	6	F地区	約14,000 m ²	○	○	○
	7	G地区	約14,000 m ²	○	○	○
	8	H地区	約14,000 m ²	○	○	○
	9	I地区	約16,000 m ²	○	○	○
	10	J地区	約14,000 m ²	○	○	○
	11	K地区	約16,000 m ²	○	×	○
	12	L地区	約37,000 m ²	○	×	○
	13	M地区	約14,000 m ²	○	○	○
	14	N地区	約18,000 m ²	○	○	○
	15	O地区	約13,000 m ²	○	○	×
	16	P地区	約18,000 m ²	○	○	○
	17	Q地区	約14,000 m ²	○	○	○

5. 二次選定

(1) 二次選定の評価項目

二次選定における評価項目、配点及び評価基準を以下のとおり設定し、数箇所程度の候補地に絞り込むこととした。

表3 二次選定の評価項目

区分	評価項目	配点	評価基準
法規制条件	①都市計画法（用途地域）	3	用途地域の指定区分等 3：都市計画区域外、非線引き都市計画区域、工業地域、工業専用地域 2：準工業地域 1：準住居地域、近隣商業地域
	②農地法、農振法	3	農業振興地域の指定、農地の利用状況 3：農業振興地域外 2：農業振興地域内 農用地外（白地） 1：農業振興地域内 農用地（青地）、農地
	③森林法	3	民有林（地域森林計画対象）、保安林指定等 3：森林法の対象外、民有林（地域森林計画対象外） 2：民有林（地域森林計画対象） 1：保安林（指定解除の見込みあり）
地形・地質条件	④地形の状況	5	土地造成のしやすさ（高低差） 5：ほぼ平坦地（高低差 10m 未満） 3：緩やかな傾斜地（高低差 10m 以上 20m 未満） 1：急峻な傾斜地（高低差 20m 以上）
	⑤地質の状況	5	軟弱地盤、液状化の可能性 5：軟弱地盤でなく、液状化の可能性は低い 3：軟弱地盤又は液状化の可能性は高い 1：軟弱地盤かつ液状化の可能性は高い
環境条件	⑥周辺住宅の立地状況	5	一定距離範囲内の住宅戸数 5：500m 以内に住宅なし 3：500m 以内に住宅 1～10 戸 1：500m 以内に住宅 11 戸以上
	⑦教育、福祉施設等の立地状況	5	学校、保育所、病院、福祉施設等までの距離 5：1km 以上 3：500m 以上 1km 未満 1：500m 未満

交通条件	⑧周辺道路の状況	5	<p>通行の安全性(進入路等)、冬季対策(除雪・融雪)</p> <p>5：通行の安全性、冬季対策とも支障はない 3：通行の安全性、冬季対策のどちらか支障あり 1：通行の安全性、冬季対策とも支障あり</p>
	⑨収集・運搬効率	10	<p>収集ごみ量×運搬距離(各市町の人口重心点からの距離)</p> <p>・平均値を基準に10段階で評価</p>
	⑩住民の利便性	5	<p>各市町の人口重心点からの距離</p> <p>・平均値を基準に5段階で評価</p>
防災面の条件	⑪災害対策(津波・洪水)	5	<p>津波・洪水浸水想定区域等</p> <p>5：津波・洪水浸水想定区域外 3：津波・洪水浸水深2m未満 1：津波・洪水浸水深2m以上</p>
	⑫災害対策(地震)	5	<p>活断層の有無、近接状況</p> <p>5：活断層から500m以上 3：活断層から500m未満 1：活断層上にある</p>
	⑬その他防災面(土砂災害)	5	<p>周辺を含めた土砂災害危険箇所の状況</p> <p>5：土砂災害危険箇所から100m以上 3：土砂災害危険箇所から100m未満 1：土砂災害危険箇所に指定</p>
その他条件	⑭土地の取得性	3	<p>土地の取得条件等</p> <p>3：公有地(土地取得に条件なし) 2：公有地(土地取得に条件あり) 1：民有地を含む</p>
	⑮文化財保全	3	<p>埋蔵文化財包蔵地の状況</p> <p>3：埋蔵文化財包蔵地外 2：敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地 1：敷地の大部分が埋蔵文化財包蔵地</p>
	合計	70	

(2) 二次選定の評価結果

二次選定の対象とした14箇所の候補地について、評価項目に基づき評価を行った結果、その概要は表4のとおりとなった。

順位が8番目以降の候補地については、地形・地質条件の評価が低くなっており、多額の用地造成費等が見込まれ、三次選定の評価が低くなると予想される。また、7番目までの候補地は、適地として重点を置いた交通条件の評価が高いことから、二次選定においては上位7箇所の候補地に絞り込むこととした。

表4 二次選定の評価結果（概要）

順位	情報提供	候補地	区 分						合計
			法規制条件 (9)	地形・地質条件 (10)	環境条件 (10)	交通条件 (20)	防災面の条件 (15)	その他条件 (6)	
1	組合	C地区	8	10	8	19	11	6	62
2	組合	B地区	9	10	8	19	9	6	61
3	組合	A地区	7	10	8	19	9	6	59
4	構成市町	F地区	7	8	8	19	11	5	58
5	構成市町	D地区	7	8	8	19	9	5	56
6	構成市町	N地区	8	6	10	12	13	6	55
7	構成市町	E地区	7	10	8	19	7	3	54
8	構成市町	G地区	7	6	10	11	13	5	52
8	構成市町	J地区	8	6	10	7	15	6	52
10	構成市町	H地区	8	6	8	11	13	5	51
10	構成市町	P地区	8	6	10	7	15	5	51
12	構成市町	I地区	8	6	10	5	15	6	50
13	構成市町	M地区	7	6	10	3	15	6	47
14	構成市町	Q地区	8	6	6	8	11	4	43

6. 三次選定

(1) 三次選定の評価方法

三次選定については、建設用地として経済性に関連する評価項目を設定し、比較評価を行い、二次選定の評価と合わせて、2～3箇所程度の有力候補地を選定することとした。

表5 二次選定及び三次選定の配点

区 分	配点
① 二次選定の評価	70
② 三次選定の評価	30
合 計	100

(2) 三次選定の評価項目

三次選定における評価項目、配点及び評価基準を以下のとおり設定し、候補地ごとの概算費用の合計により点数を算出することとした。

表6 三次選定の評価項目

区分	評 価 項 目	評 価 基 準	配点
経済性の条件	⑩関連設備の工事費（概算）		30
	ア. 電気	電気の引き込み工事費	
	イ. 水道（地下水）	給水工事費	
	ウ. 排水	下水道接続（合併処理浄化槽整備）費用	
	⑪用地の造成費等（概算）		
	ア. 用地取得	用地確保に要する費用	
	イ. 敷地造成	敷地造成費	
	ウ. 取付道路整備	取付道路整備費	
エ. その他	候補地の条件により、特別必要となる費用等		
計算例	候補地ごとに⑩・⑪の評価項目の概算費用を合計し、最も安価な候補地を30点とし、他の候補地の点数は以下により算出する。 30点×（最も安価な概算費用／当該候補地の概算費用）		

(3) 三次選定の評価結果

三次選定の対象とした7箇所の候補地について、三次選定の評価項目に基づき評価を行った結果は表7のとおりとなった。

また、二次選定及び三次選定を合わせた評価結果は、表8のとおりである。

表7 三次選定の評価結果

単位：千円

評価項目	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	N地区
⑯関連設備の工事費	13,690	16,600	8,320	12,920	12,920	12,920	17,660
⑰用地の造成費等	143,980	143,290	59,010	75,690	198,510	103,030	131,800
合計	157,670	159,890	67,330	88,610	211,430	115,950	149,460
点数	13	13	30	23	10	17	14

注) 計算方法：30点×(最も安価な概算費用/当該候補地の概算費用)

計算例：A地区 30点×(67,330千円/157,670千円)=13点

※小数点以下第1位を四捨五入する。

表8 二次選定及び三次選定の評価結果

順位	情報提供	候補地	二次選定							三次選定	合計
			法規制条件 (9)	地形・地質条件 (10)	環境条件 (10)	交通条件 (20)	防災面の条件 (15)	その他条件 (6)	計 (70)	経済性の条件 (30)	
1	組合	C地区	8	10	8	19	11	6	62	30	92
2	構成市町	D地区	7	8	8	19	9	5	56	23	79
3	構成市町	F地区	7	8	8	19	11	5	58	17	75
4	組合	B地区	9	10	8	19	9	6	61	13	74
5	組合	A地区	7	10	8	19	9	6	59	13	72
6	構成市町	N地区	8	6	10	12	13	6	55	14	69
7	構成市町	E地区	7	10	8	19	7	3	54	10	64

(4) 有力候補地の選定

二次選定、現地踏査及び三次選定の過程において、利点及び課題について整理した内容は、以下のとおりである。

順位	候補地・評価点	利点・課題
1	C地区【92点】	<p>利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②津波最大浸水深が30cm以下で対策が容易である。 ③敷地の大部分が造成されており、造成費が抑えられる。 ④上水道・下水道が整備されている。 ⑤交付金を活用して旧焼却施設を解体できる。 ⑥隣接施設と連携した取組により、余熱利用や環境教育への活用が期待できる。</p> <p>課題：①敷地内の一部が地域森林計画の対象地域である。 ②施設整備期間中は不燃ごみの委託処分が必要と思われる。 ③隣接施設への影響（景観・騒音等）が考えられる。</p>
2	D地区【79点】	<p>利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②津波浸水想定区域は極一部で、対策が容易である。 ③切土量と盛土量のバランスが良く、造成がしやすい。 ④敷地面積が広く、施設の配置がしやすい。</p> <p>課題：①地域森林計画の対象地域である。</p>
3	F地区【75点】	<p>利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②津波浸水想定区域外である。</p> <p>課題：①地域森林計画の対象地域である。 ②北側以外は急傾斜地崩壊危険箇所に隣接している。 ③急傾斜地を避けるため、取付道路の延長が長くなる。</p> <p>大きな制約やリスクを伴う課題： ①有効敷地内にも急峻な箇所があり、十分な調査や対策が必要になると思われ、有効敷地面積を確保できないおそれがある。</p>
4	B地区【74点】	<p>利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②法規制条件の評価が高い。</p> <p>課題：①津波最大浸水深が7～8mで、約2mの嵩上げや補強土壁により造成費が高くなっている。 ②津波により周辺道路を通行できなくなるおそれがある。 ③雨水管の撤去等が必要となる。</p> <p>大きな制約やリスクを伴う課題： ①ランプウェイ設置、防潮扉等の津波対策をした場合の比較は困難なため評価していないが、多額の費用が掛かり増しになると思われる。 ②敷地面積が狭く、嵩上げやランプウェイ設置によりさらに利用できる面積が減少し、有効敷地面積を確保できないおそれがある。</p>

順位	候補地・評価点	利点・課題
5	A地区【72点】	利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 ②下水道が整備されている。 課題：①保安林に指定されており、指定解除が認められるのは、原則として他に適地がない場合に限られる。 ②津波最大浸水深が7～8mで、約2mの嵩上げや補強土壁により造成費が高くなっている。 ③津波により周辺道路を通行できなくなるおそれがある。
		大きな制約やリスクを伴う課題： ①ランプウェイ設置、防潮扉等の津波対策をした場合の比較は困難なため評価していないが、多額の費用が掛かり増しになると思われる。 ②敷地面積が狭く、嵩上げやランプウェイ設置によりさらに利用できる面積が減少し、有効敷地面積を確保できないおそれがある。
6	N地区【69点】	利点：①環境条件の評価が高い。 ②防災面の条件の評価が高い。 課題：①高低差が大きく残土処分量が多いため、造成費が高い。
		大きな制約やリスクを伴う課題： ①収集運搬効率等交通条件の評価が低い。
7	E地区【64点】	利点：①収集運搬効率等交通条件の評価が高い。 課題：①地域森林計画の対象地域である。 ②南西側は急傾斜地崩壊危険箇所に隣接している。 ③津波対策として約2.5mの嵩上げや補強土壁により造成費が高くなっている。
		大きな制約やリスクを伴う課題： ①埋蔵文化財包蔵地に指定されており、試掘調査の結果によっては、施設整備に影響がでるおそれがある。

検討委員会としては、二次選定及び三次選定の評価や候補地の利点や課題を整理した結果、以下の2箇所を有力候補地に選定する。

C地区：八峰町峰浜沼田地区（北部粗大ごみ処理工場）、D地区：能代市竹生地区

【選定理由】

- ・「C地区：八峰町峰浜沼田地区」は、全ての評価項目において高い評価が得られており、最高得点（92点）となっている。
- ・「D地区：能代市竹生地区」は、交通条件や経済性の条件で高い評価が得られており、八峰町峰浜沼田地区に次ぐ得点（79点）となっている。
- ・以上の候補地は、利点及び課題を整理した結果、施設整備や運営において大きな制約やリスクを伴う課題がなく、候補地としての適性を満たしていることから、有力候補地にふさわしいと判断した。

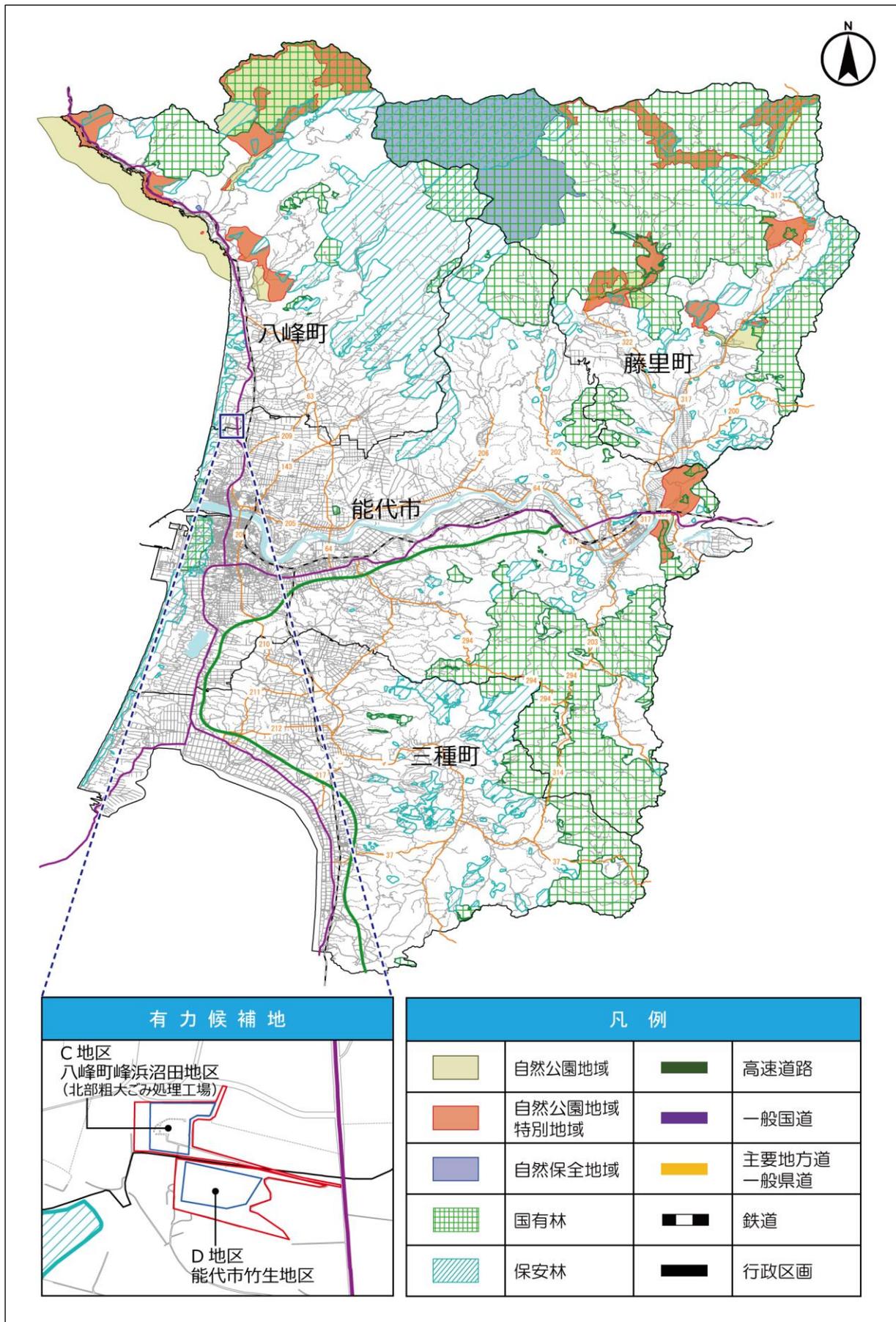


図3 有力候補地の位置図

一般廃棄物処理施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 能代山本広域市町村圏組合が行う新たな一般廃棄物処理施設整備事業に関し、圏域住民等の意見を反映させるため、一般廃棄物処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新たな一般廃棄物処理施設の処理方式や用地選定等について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから理事会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 圏域住民のうち、構成市町の推薦を受けた者

3 前項に掲げる委員のほか、委員会にオブザーバー（意見参考人）を置くことができるものとし、オブザーバーは構成市町の担当職員の中から理事会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長を務める。ただし、初回の会議は理事会が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支給する。

(費用弁償)

第8条 委員及び第6条第3項に規定する関係者が会議等に参加したときは、費用弁償として、能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例（昭和46年条例第7号）に規定する7級に相当する額を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は環境衛生課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

一般廃棄物処理施設整備検討委員会委員等名簿

【委員】

区 分	所 属 等	氏 名
学識経験者	公立大学法人秋田県立大学 教授	鶴 田 俊
	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長	濱 田 雅 巳
	秋田県生活環境部環境整備課 課長	川 村 之 聡
圏 域 住 民	能代市推薦	宮 腰 慶 聡
	能代市推薦	◎ 藤 田 定
	藤里町推薦	淡 路 和 春
	藤里町推薦	淡 路 高 江
	三種町推薦	○ 加賀谷 道 則
	三種町推薦	平 塚 三 千 男
	八峰町推薦	辻 正 英
	八峰町推薦	金 平 公 明

◎：委員長、○：副委員長

【オブザーバー】

区 分	所 属 等	氏 名
能 代 市	環境産業部 次長	宮 野 弘 幸
藤 里 町	生活環境課 課長	村 岡 徳 一
三 種 町	町民生活課 課長	高 橋 泉
八 峰 町	総務課 課長	佐々木 高

一般廃棄物処理施設整備検討委員会の開催状況
 (平成28年度：一般廃棄物処理施設の処理方式等)

区 分	開催日	場 所	検討項目等
第1回	平成28年 6月21日	能代山本広域交流センター 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営について ・一般廃棄物処理施設整備基本構想について ・平成28年度委員会スケジュールについて ・一般廃棄物処理施設の処理方式等について
施設視察	平成28年 7月26日	秋田市総合環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ・シャフト式ガス化溶融方式 ・オープン型一般廃棄物最終処分場
		クリーンプラザよこて	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカ式焼却方式
		大仙美郷環境事業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・クローズド型一般廃棄物最終処分場
第2回	平成28年 8月24日	能代山本広域交流センター 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の在り方について ・施設視察の補足（映像） ・可燃ごみ処理施設の処理方式の概要について ・可燃ごみ処理施設の処理方式の評価項目及び配点基準について
第3回	平成28年 11月17日	南部清掃工場 3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ処理施設の処理方式の評価項目及び配点基準の修正概要について ・メーカーアンケート調査の実施について ・可燃ごみ処理施設の処理方式の評価について ・不燃ごみ・粗大ごみ処理施設、最終処分の在り方について
第4回	平成29年 1月26日	能代山本広域交流センター 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ処理施設の処理方式の評価の修正について ・一般廃棄物処理施設の処理方式等検討結果報告書について ・一般廃棄物処理施設の用地選定の進め方について

一般廃棄物処理施設整備検討委員会の開催状況
 (平成29～30年度：一般廃棄物処理施設の用地選定)

区 分	開催日	場 所	検討項目等
第5回	平成29年 5月9日	能代山本広域交流センター 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・用地選定の手法について ・一次選定の条件について ・平成29年度委員会スケジュールについて ・委員会の運営について
第6回	平成29年 10月5日	能代山本広域交流センター 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地の概要について ・一次選定について ・二次選定の評価項目について
第7回	平成30年 1月10日	能代山本広域交流センター 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・二次選定について ・三次選定の評価項目について ・今後の委員会スケジュールについて
現地踏査	平成30年 4月23日	二次選定後の候補地7箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の立地条件（周辺環境、地理的条件、地形・防災面、アクセス等）について
第8回	平成30年 5月21日	能代山本広域交流センター 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・三次選定について ・用地選定に係る検討結果報告書について